

# 転入

出張所(オンライン) 市役所庁舎担当窓口とオンライン対面窓口システムにより相談を行っています。

転入に関連するお主な手続き	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
<b>住所 戸籍</b>	下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください				
マイナンバーカード、住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	マイナンバーカード、住民基本台帳カードの継続利用(住所変更) ※転入届から90日以内に手続きしないとカードは失効します	・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード ・カードの暗証番号 ※代理人が手続きする場合はご相談ください		1階 市民課市民係	
印鑑登録が必要な方	印鑑登録	※受付窓口でご相談ください			
※各種保険証・受給者証・認定証等は、後日郵送で送付いたします					
<b>保険 年金</b>	国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入保険証の交付(後日郵送)			
	→70歳から74歳までの方	被保険者証兼高齢受給者証の交付(後日郵送)	(お持ちの方) 負担区分等証明書		
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	保険料の軽減有無確認	(お持ちの方) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票		
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方	国民健康保険の加入保険証の交付 ※資格喪失日より14日以内 国民年金の加入(20歳から60歳未満) ※資格喪失日より14日以内	勤務先の健康保険の資格喪失証明書		1階 健康推進課 国保医療係
	→各種認定証(病院での支払が一定金額までになる証明書)が必要な方	限度額適用認定証、 限度額適用・標準負担額減額認定証、 特定疾病療養受療証 などの申請	・前住所地の所得課税証明書(お持ちの方) ・前住所地で発行された特定疾病療養受療証		
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険証の交付(後日郵送)			
	→長野県外から転入した方	負担区分の確認	(前の住所地で発行された) ・負担区分等証明書 ・障害認定証明書(65歳~74歳の方) 特定疾病認定証明書(長野県外からの転入で、特定疾病療養受療証の交付を希望される方)		
	→各種認定証(病院での支払が一定金額までになる証明書)が新たに必要の方	限度額適用・標準負担額減額認定証 特定疾病療養受療証 などの申請			
	海外から入国される方で年金制度に未加入の方または任意加入中の方	国民年金の加入	年金手帳または基礎年金番号通知書(お持ちの方)		1階 市民課年金係
<b>介護</b>	65歳以上の方	介護保険の加入(保険証は後日郵送)			1階 高齢福祉課
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	要介護・要支援認定の申請(異動日より14日以内)	(お持ちの方) 介護保険受給資格証明書		1階 高齢福祉課 出張所(オンライン)
<b>障がい</b>	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳など (長野県外からの転入で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、手帳用の写真が必要です)		
		千曲市バス乗車証の申請	障害者手帳など各種手帳		1階 福祉課
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	自立支援医療受給者証の変更手続	・前の住所地で発行された自立支援医療受給者証 ・健康保険証		
	前の住所地で特別障害者手当、障害児福祉手当を受給していた方	住所変更			
	重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた方	福祉医療費受給者証の交付申請・相談	・健康保険証 ・本人確認書類 ・障害者手帳(身体・療育・精神)等 ・マイナンバー確認書類 ・口座番号確認書類 ・印鑑 (前住所地の所得課税証明書を求める場合があります。)		1階 健康推進課 国保医療係
<b>税・料金</b>	市営水道(八幡・桑原・稲荷山の一部)及び下水道を使用する方	使用開始申込み	※受付窓口でご相談ください		3階 上下水道料金お客様センター 026-272-7556
	更埴地区で県営水道を使用する方		※ジェネッツ(株)でご相談ください		ジェネッツ(株)川中島事務所 0120-971-105
	戸倉上山田地区で県営水道を使用する方				ジェネッツ(株)上田事務所 0120-971-124
	海外から転入される方で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任			1階 税務課 市民税諸税係
	税・料等の口座振替を希望する方	口座振替の申請	預金通帳、通帳の届出印		1階 債権管理課
	原付バイク・小型特殊を所有している方	所有申告(軽自動車税)	※受付窓口でご相談ください		1階 税務課 市民税諸税係
	軽自動車を所有している方		※軽自動車検査協会でご相談ください		軽自動車検査協会 050-3816-1854
	自動二輪(125cc超)を所有している方		※長野運輸支局でご相談ください		長野運輸支局 050-5540-2042
<b>その他</b>	犬を飼っている方	犬の登録	前の住所地で発行された ・鑑札・狂犬病予防注射済票		2階 環境課
	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続き	※受付窓口でご相談ください		3階 建築課 空き家対策係
	65歳以上の方で、千曲市バスの割引乗車券を希望する方	千曲市バス乗車証の申請	本人確認書類		4階 総合政策課
	各種検診(健診)を希望する方	各種検診(健診)の申し込み	※受付窓口でご相談ください		2階 保健センター

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続き (学校指定書の交付)	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と学校指定書を学校へ提出		4階 教育総務課	
0歳～中学生のお子さんがいる方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して15日以内	・マイナンバー確認書類 (請求者、配偶者、子) ・請求者の通帳 ・健康保険証(請求者、配偶者、子)		1階 こども未来課 ※必要なものがそろっていない場合もお立ち寄りください	
0歳～18歳(18歳到達後の3月31日まで)のお子さんがいる方	福祉医療費受給者証の交付申請・相談	・健康保険証(子) ・本人確認書類 ・マイナンバー確認書類 ・口座番号確認書類・印鑑		1階 健康推進課 国保医療係	
0歳～中学生のお子さんがいる方	予防接種予診票の交付申請 (定期接種が済んでいない方)	母子健康手帳			
0歳～4歳未満(3歳児健診が終了していない)のお子さんがいる方	乳幼児健診のご案内	母子健康手帳		2階 保健センター	
妊娠中の方	妊婦一般・産婦健康診査受診票、新生児聴覚検査受検票の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦一般・産婦健康診査受診票、新生児聴覚検査受検票			
保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください		1階 保育課	
ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の住所変更	・児童扶養手当証書 ・マイナンバー確認書類		1階 こども未来課	
	福祉医療費受給者証の交付申請・相談	・健康保険証(親と子) ・本人確認書類 ・マイナンバー確認書類 ・口座番号確認書類・印鑑 (前住所地の所得課税証明書を求める場合があります)		1階 健康推進課 国保医療係	
特別児童扶養手当を受給していた方	特別児童扶養手当の住所変更	特別児童扶養手当証書 (県外からの場合、マイナンバー確認書類、口座番号確認書類も必要です。)		1階 こども未来課	



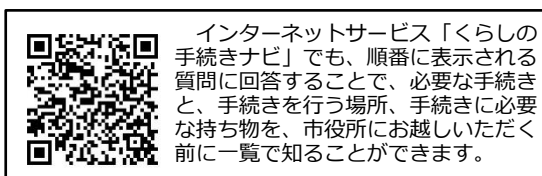
## 千曲市役所

〒387-8511  
長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

お問い合わせ 026-273-1111 (代表)

開庁時間 あさ 8時30分 ~ 夕方 5時15分  
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

千曲市ホームページ <https://www.city.chikuma.lg.jp/>



# 手続きチェックシート 転入

令和6年4月版

忘れずにお持ちください

千曲市に引越された方へ

## 転入届

住み始めた日から14日以内に届出してください  
提出先 市役所庁舎1階市民課 又は 上山田戸倉出張所

### 《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」  
(マイナンバーカードをお持ちの方は原則発行されません。)
  - ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」※
  - ・お持ちの方は「**住民基本台帳カード**」
  - ・外国籍の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」
- ※ご注意ください  
転入日から14日以内かつ転出予定日から30日以内に転入届を行わない場合は、継続利用ができませんのでカードを返納していただきます。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、後日あらためてご来庁いただく場合があります

内側へ

### 本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。本人確認書類の提示をお願いいたします。

1点で  
本人確認  
できるもの

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>



運転免許証 マイナンバーカード

そのほか ・パスポート ・障害者手帳 など

確認に  
2点が  
必要なもの

- ・健康保険証
- ・年金手帳
- ・介護保険証
- ・基礎年金番号通知書
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは、

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー(個人番号)をご提示いただきます。